

11.5 シンポジウム発言メモ

田島泰彦(早稲田大学非常勤講師/元上智大学教授)

かんぽ報道をめぐるいくつかの論点と課題

2019年11月5日/参議院議員会館

1 情報公開と説明責任の欠如

- *市民的論議と批判の前提となる材料と説明は提示されたか 文書そのものの公表が大切
 - ・日本郵政→18.7.11 動画削除要求、8.2 ガバナンス説明要求、18.10.5 ガバナンス検証・措置要求など非公表、一部しか明らかにならず
 - ・経営委員会→郵政側の文書非公表 18.10.23 注意申し入れ議事経過のみ 19.10.15 公表
郵政への書状非公表 説明不十分
 - ・NHK 執行部→郵政側の文書非公表、18.11.6 会長の謝罪文書も非公表 説明不十分

2 報道の自由・番組編集の自由についての意味

(1) 日本郵政

- ・取材、報道の対象、権力監視の対象として位置付け、取材、報道、編集の自由への不当な介入として警戒し、チェックすることが必要
- ・動画削除要求、ガバナンス説明要求、取材拒否、経営委員会への検討要請→正当か
- ・日本郵政の意図と趣旨→ガバナンスの名で報道、編集の自由の介入そのものではないか
18.11.7 日本郵政副社長・鈴木康雄から NHK 経営委員会宛文書
放送番組の企画・編集の各段階で重層的な確認が必要/ 幹部・経営陣による番組の最終確認などの具体的事項も上げながら、幅広いガバナンス体制の確立と強化が必要

(2) NHK

- ・動画削除と続編延期 当初放送のための役割終える、十分な取材尽くされず→正当か
- ・編集権・ガバナンス体制についての説明、認識→正当か
統括チーフ・プロデューサー 番組制作と経営分離、番組制作への会長不関与
大型企画開発センター長 番組制作・編集の最終責任者としての会長、実際は放送総局長に
分掌、番組責任者が取材・編集に関わる
謝罪文 番組責任者の説明は不十分で遺憾→報道とは無関係で、しかも報道責任者の説明だけでなぜ謝罪が必要なのか疑問
- ・放送総局長らが日本郵政に届ける行為→警戒の欠如、編集の自由への疑い

(3) 経営委員会

- ・NHK 森下俊三・経営委員会代行、鈴木郵政副社長と面会→警戒の欠如、おもねり、報道の自由放棄に
- ・申し入れの趣旨→放送法が経営委員会に禁ずる番組編集への関与も含む危険
郵政にご理解いただける対応ができてなく、遺憾→監視、チェックすべき対象への配慮
ガバナンス体制の徹底→抽象的であいまい広範
視聴者目線に立った適切な対応→特に、視聴者目線とは何なのか不明
必要な措置→具体性が欠け、あいまい広範な内容が含意される

3 改革の課題

*もう少し広い文脈も含めた制度改革の方向

(1) 経営委員会の改革

- ・経営委員を衆参議員の同意を得て、首相が任命という仕組み
- ・公共放送に相応しい方向への改革
具体的には、党派性、私物化抑制→多様な選択が可能な制度化、議会のチェック機能
市民の参加の回路の探求

(2) 独立規制機関への転換

- ・日本郵政による報道介入の遠因の一つ 元総務省官僚の存在
- ・政権党に率いられた総務省によるダイレクトな放送支配 異常な日本のシステム
- ・政府による直接的なコントロールを避け、表現の自由にふさわしい独立的規制機関へ

報道の自由と改革の課題

田島泰彦

早稲田大学非常勤講師・
元上智大学教授

はじめに

ここでは、共通政策中の第13項目を中心に、第2項目にも関わって、報道の自由とその改革について検討する。なお、第13項目では、「国民の知る

市民と立憲野党の共通政策・第13項

国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。

権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること」が、また第2項目には、「安保法制、共謀罪法など安倍政権が成立させた立憲主義に反する諸法律を廃止すること」が、それぞれ記されている。

一 放送の独立行政機関の 意義と課題

◆日本の放送行政の異様さ
政治権力から独立した放送規制

機関のもとにある欧米とは異なり、日本では、大臣に率いられた総務省という省庁が放送内容も含め免許権限をはじめ広く放送を直接支配する行政システムが、戦後短期間の電波監理委員会の時期を除いて、一貫して取られてきた。

これは日本特有の放送行政の枠組みであって、このために、例えば、二〇一六年二月、高市早苗総務大臣(当時)は、放送局が政治的に公平性を欠くと判断した場合、放送法違反を理由に電波停止を命じる可能性を表明する、などという事態を生むことになった。

◆民主主義の標準装置としての独立機関

日本とは異なり、欧米では、放送が創造的な制作と報道機関であるために、その自由な活動を基底で支え、保障する行政的、組織的仕組みは、放送内容や免許の付与などを通常の政府や行政官庁に委ねず、政府から距離を置いた独立的機関や、専門的機関を特別に設置し、それに担わせてきた。

放送という営みが優れて人間の精神活動に関わ

り、民主主義社会を支える言論や価値の多元性に
関係し、そうした言論・報道・放送の自由に密接
に与っていることを考えれば、憲法二一条の表現
の自由に基づけられる放送の自由は、政府によ
る放送コントロールを受けない自由の制度的保障
として、独立的な放送規制機関の設置を要請して
いるというべきである。

その意味で、第13項目で記す放送における独立
行政委員会の設置は積極的な意義を担う提案であ
り、評価できる。

◆かつての経験と試みも踏まえて

提案している独立的機関設置の構想は、何もの
いところからまったく初めて生み出すというわけ
でもない。

先に少し触れたように、戦後の一九五〇年〜
九五二年という短い期間ではあったが、独立的放
送規制機関として電波監理委員会が現に活動した
経験もあるし、一九九六年〜一九九七年、行政改
革会議の中間報告では、通信・放送委員会の提案
が、二〇〇九年以降、民主党政権は独立行政委員
会として通信・放送委員会(日本版FCC)を設置
するよう提起した。

電波監理委員会は郵政官僚の強い抵抗で挫折し、
その後の独立委員会設置の試みも目の目を見るこ
とはまだないが、大事なことはこの間の経験と試
みを冷静に吟味検証し、教訓を汲み出し、綿密な
戦略を立てることである。